

遠野市小規模事業者持続化補助金における新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の証明書交付事務要領を次のように定める。

遠野市長 本田 敏 秋



遠野市小規模事業者持続化補助金における新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の証明書交付事務要領

(趣旨)

第1条 この告示は、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び岩手県商工会連合会並びに遠野商工会が連携し実施する令和元年度補正予算中小企業生産性革命推進事業に係る補助事業のうち小規模事業者持続化補助金事業公募要領（以下「公募要領」という。）に定める売上が減少したことを行政機関が証した書面（以下「証明書」という。ただしセーフティネット保証の認定書を除く。）の交付に関する事務手順について、必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 証明書の交付対象となる者（次項及び次条において「交付申請者」という。）は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に定める小規模事業者とする。

2 前項の規定による交付対象者は、中小企業等経営強化法第26条第1項に基づく認定を受けた経営革新等支援機関（以下「認定経営革新等支援機関」という。）に、証明書の交付及び受領の手續に関する権限を委任することができる。

(証明書の交付)

第3条 証明書の交付を受けようとする交付対象者（次項及び次条において「申請者」という。）は、小規模事業者持続化補助金（一般形）新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の証明申請書（様式）を2部作成し、市長が別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、証明書を交付することが適当と認めるときにあっては様式により、証明書を交付することができないと認めるときにあっては、証明書を交付できない理由を記載した文書を当該申請者に通知する。

(証明書の有効期間)

第4条 証明書の有効期間は、公募要領に定める小規模事業者持続化補助金（一般形）一次公募の交付申請募集期間の受付締切の日とする。

(証明の取消し)

第5条 市長は、証明書の交付を受けた者が、虚偽その他の不正の手段により証明書の交付を受けたと認められるときは、証明書の交付によって証した事項を取り消すことができる。

2 前項の規定により証明を取り消された者は、直ちに交付を受けた証明書を市長に返還しな

なければならない。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び岩手県商工会連合会並びに遠野商工会が連携し実施する令和元年度補正予算中小企業生産性革命推進事業に係る補助事業のうち小規模事業者持続化補助金事業公募要領が公表された日から施行し、平成2年2月1日から適用する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和3年2月6日限り、その効力を失う。

様式

小規模事業者持続化補助金（一般形）
新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の証明申請書

年 月 日

遠野市長 様

(申請者)

所在地（住所）

名称

代表者名（氏名）

印

私は、今般の新型コロナウイルス感染症の広がりにより影響を受け、下記のとおり売上が減少しました。

つきましては、小規模事業者持続化補助金（一次公募）の交付申請のため、売上減少の証明発行をお願いします。

記

1	令和2年（2020年）2月の1箇月の売上高 （※1）	_____	円
2	前年の2月の1箇月の売上高 （※2）	_____	円
3	売上高の減少額	_____	円
	減少比率	_____	%

上記の申請のとおり、相違ないことを証明します。

証明日 年 月 日

証明番号 遠 第 号

遠野市長

印

(注)本証明書は、小規模事業者持続化補助金（一般形）一次公募の交付申請以外の目的では使用できません。